

	質問	回答	通知日
1	区分1の通常通りの再開はいつか。	新型コロナウイルス感染症の終息が未だ見通せないため、当面の間は、利用区分1の利用は限定的なものとなります。	6月23日
2	区分1の限定的な利用の「当面の間」とはいつまでを指すのか	新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえながら判断します。区分1を全面的に再開する場合は、別途通知する予定です。	6月23日
3	給食がない期間(7月23日～8月2日、8月17日～23日(予定)の土曜日は利用区分2のみか。	土曜日については、区分1の限定的な利用を実施してください。利用時間は昼食対応がないよう、設定してください。	6月23日
4	給食がない日(土曜日・長期休業期間中は除く)は一時利用(1回800円)を実施してよいか。	定員に余裕がある場合は、一時利用を実施していただいで構いません。	6月23日

5	区分1の限定受入れは、共働き世帯や民間学童利用者、放課後等デイサービス利用者を優遇してよいか。	利用区分1の事業目的は「遊びの場」であるため、利用希望者が公平に利用できるようにしてください。	6月23日
6	限定的であるとしても区分1の再開が難しいと判断する場合は、これまで通り区分2のみに限定してよいか。	利用区分2の平均利用児童数が多く、利用区分1の児童を受け入れるには限界がある場合（定員と利用区分2の平均利用児童数がほぼ同じ状態）は、見送ってください。なお、再開を見送る場合は、区子ども家庭支援課に事前に相談をしてください。また、キッズ通信等で見送る理由・趣旨を明記し、保護者へ周知してください。	5月25日 6月23日
7	区分1の受入れの実施頻度は、週に1回や土曜日のみとすることはできるか。	再開を見送るクラブ以外は、原則として、毎日実施してください。ただし、再開直後は新1年生をはじめとして、クラブに慣れていない児童もいることから、オリエンテーションから始めるなど、活動の幅を徐々に広めていくようにしてください。	6月23日
8	感染防止のため、評議会・保護者会を実施しなくても良いか。	実施要綱上、評議会・保護者会ともに半期に1回以上開催しなければならないとしているため、7月以降は感染症に留意しながら実施してください。 ただし、学校が保護者懇談会を実施していなかったり、地域や区として会議が自粛されている場合には、書面等での開催も認めます。この場合、実績報告時に書面での開催をしたことが確認できるよう、「評議会開催報告書」、「保護者会開催報告書」に必要事項を記入し、書類を整えておいてください。	6月23日
9	利用者が誰もいない場合、閉所してよいか。	利用希望をとって、利用希望者がいない場合は、閉所していただいて差し支えありませんが、利用者から希望があった場合に、開所できる体制を整えておいてください。 また、開所後、利用児童が全員帰宅したとしても、19時までに利用者からの問い合わせがあることや、非常勤職員の労働の時間を削ることに繋がるため、単に利用児童がいないことを理由に、クラブを閉所することはやめてください。 利用児童がいなくなったことにより、19時まで条例上の職員の配置を行わない場合には、減算の対象となります。 なお、コロナウイルス感染症の発生等に伴い、クラブを閉所した場合は、減算対象外です。	4月3日 5月25日 更新

10	区分2登録児童数が増えたため、面積基準が満たせなくなる場合は、どのように対応すればよいのか。	新たな活動場所を学校と調整しますので、そのような事態が見込まれる時はご相談ください。	4月3日
11	職員配置はどうなるのか。	区分1が参加している時間帯は実施要綱別表1（～17時）に準じて配置してください。区分2のみの場合は、横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第10条第2項（支援単位ごとに2人以上の配置）を満たして運営を行ってください。	6月23日
12	区分1から区分2への変更希望者について、希望人数が多くなり、単位が増加し職員の不足が不安である。 職員の人数について、柔軟な対応は可能なのか。	長期休業期間中等については、事前に利用希望を確認し、あらかじめ利用児童が少ないことがわかっている場合には、例外的に、当日に受け入れる利用児童数に合わせた支援の単位数で運営できるものとします。詳細については、通知（「その17」）をご確認ください。 区分1が参加している時間帯は実施要綱別表1（～17時）に準じて配置してください。	4月3日 5月7日 5月25日 6月22日 更新
13	一斉下校時間までは、塾などへの一時外出（一時帰宅）は可能でしょうか。	令和2年度運営マニュアルP28「一時帰宅等について」のとりの対応とします。一時外出後、キッズクラブに戻ってくる場合は、感染症対策の観点から、手洗い等を徹底するよう指導してください。	4月3日 8月7日
14	区分2は一斉下校前の時間であっても保護者による迎えが必須なのか。	一斉下校前であれば、保護者による迎えは求めていますませんが、児童が一人帰りする場合には、保護者と児童本人で安全を十分に確認した上で行うように説明してください。特に1年生については、保護者と相談の上で対応をしてください。	4月3日 6月23日
15	4月以降、全くキッズクラブを利用していない。傷害見舞金の500円を返金してほしい。	保険会社との契約期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日であり、すでに保険会社に保険料として支払済みのため、返金はできません	8月7日
16	土曜日の利用児童が区分1のみであり、2時間のみの限定受入れとしている。区分1の児童が午前中に帰宅した後、キッズクラブを閉所した場合、「土曜等閉所減算」の対象となるのか。	通常時であれば、17時まで2名以上の人員を配置する必要がありますが、区分1の限定受入れを実施している期間については、17時まで1名以上の人員を配置し、電話や急な訪問等に対応できる体制を整えていれば、減算の対象とはなりません。 なお、この取り扱いは、7月以降に区分1の限定的な受入れを再開した時点から適用することとします。	8月7日